

## むつ市新生児誕生祝いヒバの積み木贈呈事業実施要綱

令和7年3月31日

むつ市告示第64号

### (目的)

第1条 この要綱は、こどもをはじめとする全ての市民が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」木育の一環として、こどもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことを目的として、むつ市民として誕生した新生児に対し、ヒバの積み木を贈呈するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「積み木」とは、むつ市新生児誕生祝いヒバの積み木贈呈事業により、前条の目的を達するために、市によって贈与されるヒバの積み木をいう。

### (贈呈対象者)

第3条 積み木の贈呈の対象となる者（以下「贈呈対象者」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日（以下「基準期間」という。）までに出生し、出生日から市の住民基本台帳に記録されている者とする。

### (積み木の贈呈)

第4条 市は、贈呈対象者1人につき1セットの積み木を贈呈するものとする。

### (積み木を受取ることができる者)

第5条 積み木を受け取ることができる者（以下「受取者」という。）は、贈呈対象者の父、母、祖父又は祖母とする。

### (贈呈の方法等)

第6条 積み木の贈呈は、積み木の受取りを受取者が希望した場合に、積み木受領者確認カード（別記様式）に必要事項を記入の上、手渡しにより行うものとする。

2 積み木の贈呈を行う場所は、子育て支援課、川内庁舎市民生活課、大畑庁舎市民生活課又は脇野沢庁舎総合課の窓口とする。

3 積み木を受け取ることができる期間は、贈呈対象者の出生日から贈呈対象者が1歳となる日の前日までとする。

### (不当利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により積み木の贈呈を受けた者に対し、贈呈した積み木の返還を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、積み木の贈呈に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

積み木受領者 確認カード

※このカードは、農林水産部農林畜産課で保管します。

生まれたお子さまの氏名

ふりがな		
氏名		
生年月日	年	月 日 生まれ

年 月 日

受け取りに来た方の氏名

氏	名
---	---

お子さまとの関係

--